

## | 第90回 定時株主総会 |

## 招集ご通知

## ■日時

2020年3月27日（金曜日）午前10時

## ■場所

川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## ■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する報酬枠改定および取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度改定の件

## 目次

第90回定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使等についてのご案内……………	3
株主総会参考書類……………	6
第1号議案 剰余金の処分の件……………	6
第2号議案 取締役9名選任の件……………	7
第3号議案 監査役1名選任の件……………	14
第4号議案 取締役に対する報酬枠改定および取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度改定の件……………	16
事業報告……………	25
連結計算書類……………	51
計算書類……………	54
監査報告書……………	57

(証券コード 4186)

2020年3月5日

株 主 各 位

川崎市中原区中丸子150番地

**東京応化工業株式会社**

取締役社長 種 市 順 昭

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年3月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

3頁から5頁までに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第90期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役に対する報酬枠改定および取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度改定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html>）に掲載しております。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tok.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年3月27日(金曜日) 午前10時

**場所** 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年3月26日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

## インターネットにより議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
詳細は4頁から5頁をご覧ください。

**行使期限** 2020年3月26日(木曜日) 午後5時30分まで

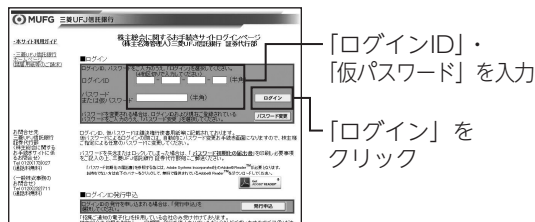
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)

## (1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしてください。  
QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



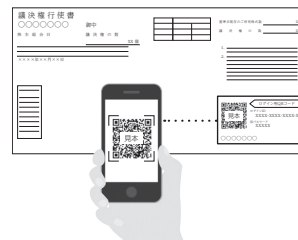
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」・「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。  
※次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。



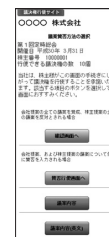
- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## (2) スマートフォンをご利用の方

- 1 お手持ちのスマートフォンにて議決権行使書副票（右側）に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
※議決権行使書副票に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



- 2 画面の案内に従って「賛成」または「反対」を入力の上、「送信」をクリックすると議決権行使は完了です。



- 3 QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載の「ログインID」・「仮パスワード」の入力が必要です。

### 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の際の注意点

- ① 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」・「仮パスワード」をご通知いたします。

### 議決権行使ウェブサイトについて

- ① パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ② 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027 受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、安定的かつ継続的な利益還元を実施するため、DOE（連結純資産配当率）3.5%を目処とした配当を実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、業績等諸般の事情を勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき60円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、2019年9月にお支払いいたしました1株につき60円の間配当金と合わせて、1株につき120円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金60円 総額2,501,535,780円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年3月30日

## 第2号議案 取締役9名選任の件


取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。


つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者 番号	氏名	現在の地位	現在の担当	属性
1	あ く つ い く お 阿久津 郁夫	代 表 取 締 役 取 締 役 会 長	—	再任
2	た ね い ち の り あ き 種 市 順 昭	代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	執 行 役 員 社 長	再任
3	さ と う は る と し 佐 藤 晴 俊	取 締 役	専 務 執 行 役 員 専 務 執 行 部 長	再任
4	み づ き く に お 水 木 國 雄	取 締 役	常 務 執 行 役 員 常 務 執 行 部 長	再任
5	く り も と ひ ろ し 栗 本 弘 嗣	取 締 役	—	再任 社外 独立役員
6	せ き く ち の り こ 関 口 典 子	取 締 役	—	再任 社外 独立役員
7	し ば む ら よ う い ち 柴 村 洋 一	—	専 務 執 行 役 員 経 理 財 務 本 部 長	新任
8	む ら か み ゆ う い ち 村 上 裕 一	—	執 行 役 員 材 料 事 業 本 部 副 本 部 長	新任
9	い ち や な ぎ か ず お 一 柳 和 夫	—	—	新任 社外 独立役員





候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>あ く つ い く お <b>阿久津 郁夫</b> (1959年4月27日生)</p>	1982年4月 当社入社 2003年4月 当社製造技術部長 2003年10月 当社先端材料開発二部長 2007年4月 台湾東應化股份有限公司 董事長兼總經理 2009年6月 当社執行役員経営企画室長 2010年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画室長 2011年6月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長 2019年1月 当社代表取締役取締役会長 現在に至る	15,300株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>阿久津郁夫氏は、代表取締役として、長年にわたり当社グループの経営を牽引し、当社グループの発展に寄与しており、引き続き同氏の豊富な職務経験および知見を、取締役会における重要な意思決定および他の取締役の業務執行の監督等に活かすことで、当社グループの企業価値の向上が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>た ね い ち の り あ き <b>種市 順昭</b> (1962年11月23日生)</p>	1986年4月 当社入社 2009年6月 当社営業開発部長 2011年6月 当社新事業開発部長 2015年6月 当社執行役員新事業開発室副室長 2017年6月 当社取締役兼執行役員新事業開発室長 2019年1月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長 現在に至る	5,811株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>種市順昭氏は、代表取締役取締役社長に就任後、グループトップとして当社グループの経営を牽引し、中期計画の諸施策を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>さとう はるとし <b>佐藤 晴俊</b> (1961年6月1日生)</p>	1984年4月 当社入社 2004年4月 当社品質保証部長 2007年4月 当社先端材料開発二部長 2008年4月 当社先端材料開発一部長 2009年6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長 2011年6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長 2012年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長 2019年3月 当社取締役兼専務執行役員開発本部長 現在に至る	9,591株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤晴俊氏は、米国会社での駐在、品質保証および製品開発の責任者等を経て、開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 <p>みずき くにお <b>水木 國雄</b> (1959年2月10日生)</p>	1985年10月 当社入社 2005年4月 当社総務部長 2009年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 2012年6月 当社執行役員総務本部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員総務本部長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員総務本部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) オーカサービス株式会社 代表取締役取締役社長	7,828株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>水木國雄氏は、総務部長を経て、総務本部長に就任し、情報管理体制、リスク管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびにIR (投資家向け広報) の充実など、コーポレートガバナンス強化の業務に取り組んでおり、担当業務の経験を通じて、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立役員	 <p>くりもと ひろし <b>栗本 弘嗣</b> (1947年8月26日生)</p>	<p>1970年 4月 オイレス工業株式会社入社  1999年 6月 同社取締役  2003年 6月 同社取締役常務執行役員  2006年 6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員  2011年 6月 同社代表取締役会長  2014年 6月 当社取締役（社外取締役）  現在に至る  オイレス工業株式会社 取締役相談役  2015年 6月 同社相談役  2016年 6月 同社顧問（2018年6月まで）</p>	1,000株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>栗本弘嗣氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">6</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p>	<div style="text-align: center;">  <p>せきぐち のりこ <b>関口 典子</b> (1964年1月23日生)</p> </div>	<p>1986年4月 マニュファクチャラーズ・ハノーバー銀行（現JPモルガン・チェース銀行）入行</p> <p>1991年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>1994年3月 公認会計士登録</p> <p>1998年2月 日本放送協会入局</p> <p>2001年12月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社</p> <p>2002年1月 公認会計士再登録</p> <p>2004年7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2010年11月 関口公認会計士事務所（現関口典子公認会計士事務所）所長 現在に至る</p> <p>2011年4月 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員</p> <p>2011年7月 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 現在に至る</p> <p>2012年7月 税理士登録</p> <p>2015年6月 当社取締役（社外取締役） 現在に至る</p> <p>2019年1月 ちふれホールディングス株式会社 執行役員 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 関口典子公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 ちふれホールディングス株式会社 執行役員</p>	<p style="text-align: center;">500株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>関口典子氏は、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場企業の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任	 しばむら よういち <b>柴村 洋一</b> (1956年7月29日生)	1980年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 法人人事部長 2007年8月 同行京橋支社長 2009年10月 当社財務部長 2010年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼財務部長 2012年6月 当社執行役員経理本部長 2013年6月 当社常務執行役員経理本部長 2017年6月 当社専務執行役員経理本部長 2019年1月 当社専務執行役員経理財務本部長 現在に至る	8,446株
		取締役候補者とした理由 柴村洋一氏は、金融機関における豊富な経験に加え、当社に入社して以降、財務部長を経て、経理財務本部長に就任し、資本政策を含む財務戦略の構築に貢献するなど、経理・財務を中心とした経営に関する知見を有しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 新任	 むらかみ ゆういち <b>村上 裕一</b> (1962年7月24日生)	1985年4月 当社入社 2009年10月 当社経理部長 2014年6月 当社材料事業本部副本部長 2015年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 長春應化(常熟)有限公司 董事長 熊谷応化株式会社 代表取締役取締役社長	3,920株
		取締役候補者とした理由 村上裕一氏は、米国子会社での駐在、中国子会社の董事長、材料事業本部副本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の事業特性を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">9</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p>	 <p style="text-align: center;">いちやなぎ かずお <b>一柳 和夫</b> (1953年9月26日生)</p>	<p>1977年3月 帝国通信工業株式会社入社  2005年4月 同社執行役員開発部管掌兼開発部長  2008年4月 同社執行役員開発技術統括技術管理部管掌  2008年12月 同社執行役員開発技術統括  2009年6月 同社取締役執行役員開発技術統括  2009年10月 同社取締役執行役員開発本部統括  2010年6月 同社代表取締役社長  2019年6月 同社取締役相談役  現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)  帝国通信工業株式会社 取締役相談役  帝通エンジニアリング株式会社 代表取締役会長</p>	0株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>一柳和夫氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 村上裕一氏は、当社子会社である長春應化(常熟)有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社に対してライセンス等の取引を行っているとともに、当社と同社の間には製品の販売等の取引関係があります。また、当社と同社は、材料事業において競業関係にあります。なお、同氏は、同社の董事長を2020年3月10日付をもって退任される予定であります。
  - (2) 村上裕一氏は、2020年3月25日付をもって当社子会社であるTOK尖端材料株式会社の代表理事社長に就任される予定であり、当社は同社に対して資金の貸付に加え、ライセンス等の取引を行っているとともに、当社と同社の間には製品の販売等の取引関係があります。また、当社と同社は、材料事業において競業関係にあります。
  - (3) その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 栗本弘嗣、関口典子および一柳和夫の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、栗本弘嗣および関口典子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は、一柳和夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
  3. 社外取締役候補者である栗本弘嗣および関口典子の両氏が当社の社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、栗本弘嗣氏が5年9カ月、関口典子氏が4年9カ月であります。
  4. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、現行定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、栗本弘嗣および関口典子の両氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。また、一柳和夫氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。


### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤下 一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任	 とくたけ のぶお <b>徳竹 信生</b> (1961年4月2日生)	1984年4月 当社入社 2003年10月 台湾東應化股份有限公司 董事長兼總經理 2007年4月 当社品質保証部長 2009年6月 当社生産管理統括部長兼品質保証部長 2013年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長 2015年6月 当社取締役兼執行役員材料事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事	3,911株
	監査役候補者とした理由 徳竹信生氏は、製品開発、米国子会社での駐在、台湾子会社の董事長兼總經理等を経て、材料事業本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社グループ事業の特性・顧客を熟知していることから、社外役員や監査部と協力して、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監視に寄与していただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳竹信生氏は、2020年3月9日付をもって台湾東應化股份有限公司の董事を、2020年3月16日付をもって当社子会社であるTOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.の取締役を退任される予定であります。また、2020年3月27日付で、執行役員材料事業本部長を退任される予定であります。
3. 監査役との責任限定契約について  
 当社は、現行定款において、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、徳竹信生氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (ご参考) 社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性基準を定めており、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合は、独立性を有するものとみなします。

- a. 当社または当社の連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務執行者。または、その就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。
- b. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者。
- c. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者。
- d. 当社グループの主要な借入先（注3）またはその業務執行者。
- e. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）。
- f. 過去3年間に於いて上記b.からe.に該当していた者。
- g. 当社グループから過去3年間の平均で年間3百万円以上の寄付を受け取っている者。
- h. 当社グループの主要株主（注5）またはその業務執行者。
- i. 社外役員の相互就任関係（注6）となる他の会社の業務執行者。
- j. 配偶者および二親等内の親族が上記a.からi.のいずれかに該当する者。
- k. 社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者。
- l. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者。

注1：当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいいます。

注2：当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいいます。

注3：当社グループの主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先である金融機関をいいます。

注4：多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいいます（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいいます）。

注5：主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいいます。

注6：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいいます。



## 第4号議案 取締役に対する報酬枠改定および取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度改定の件

### 1. 提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2014年6月26日開催の第84回定時株主総会において、賞与および株式報酬型ストックオプションを含め、年額4億2,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,500万円以内）（ただし、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬および賞与は含みません。）とする旨ご承認いただいておりますが、今般、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を経て、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支える報酬制度とすること、および評価が公平かつ公正に反映される報酬体系とすることなどを目的として、報酬制度の見直しを行うことといたしました。なお、報酬制度の見直しにあたりましては、外部の報酬アドバイザーが運営する役員報酬調査データに基づく客観的な比較検証結果を参考にしております。

第2号議案（取締役9名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は9名（うち社外取締役は3名）となります。

### 2. 取締役に対する金銭報酬枠の改定について

報酬制度の見直しにより、当社取締役に支給する金銭報酬について、基本報酬、業績連動賞与それぞれについて個別の総額の上限を設定することとし、今後は、基本報酬を年額4億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）、業績連動賞与を年額2億2,000万円以内と定めることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、上記の報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬および賞与を含むものいたします。

### 3. 対象取締役に対する株式報酬制度の改定について

報酬制度の見直しの一環として、当社取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション報酬制度に代え、上記2の改定後の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに下記4の「業績連動型株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権および納税資金確保のための金銭の総額を1事業年度当たり58,000株に交付時株価（下記4(3)で定義いたします。）を乗じた額以内として設定するとともに、下記5の「譲渡制限付株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億5,000万円以内として設定することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、上記の各報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含むものいたします。これに伴い、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプションを既に付与済みのものを除いて廃止し、以後取締役の報酬としてのストックオプションを新たに発行しないことといたします。

#### 4. 業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度1」といいます。）の詳細

##### (1) 本制度1の概要

本制度1は、対象取締役に対し、当社の複数（2年から5年までの間で当社が定めるものとしたします。）の事業年度からなる業績評価期間（以下、「業績評価期間」といいます。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会において予め設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）交付のための金銭報酬債権および当社株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭（以下、「納税目的金銭」といいます。）を、業績評価期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度であります。従って、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。なお、本制度1は、上記数値目標の達成率等に応じて当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭を支給するものであることから、本制度1の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、交付する当社株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）ならびに当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭の額はいずれも確定しておりません。

当初の業績評価期間は、2020年12月31日に終了する事業年度から2021年12月31日に終了する事業年度までの2事業年度としたします。当初の業績評価期間終了後も本総会でご承認いただいた範囲内で、本制度1を継続できるものとしたします。

##### (2) 制度の仕組み

本制度1の具体的な仕組みは、以下のとおりであります。

- ① 当社は、本制度1において使用する各数値目標（当初の業績評価期間においては、中期計画上の戦略指標であるROE等の目標値を予定しております。）や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定いたします。
- ② 当社は、業績評価期間満了後、当該業績評価期間における各数値目標の達成率等に応じ、各対象取締役に割り当てる当社株式の数および支給する金銭の額を決定いたします。
- ③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役に割り当てる当社株式の数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、本制度1に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定いたします。

- ④ 上記③の当社株式の割当てに伴い、各対象取締役が納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記金銭報酬債権に加えて、上記②で決定された額の金銭（納税目的金銭）を支給いたします。
- ⑤ 各対象取締役に対する株式交付の要件その他詳細は、当社取締役会で定めるところによるものといたします。

(3) 対象取締役に交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものといたします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭（納税目的金銭）の額を算定いたします。

① 各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

② 各対象取締役に支給する金銭の額

（基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）－上記①で算定した当社株式の数）  
×交付時株価（※3）

（※1） 各対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定いたします。

（※2） 業績評価期間の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

（※3） 業績評価期間終了後における、本制度1に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額といたします。

上記(2)③の金銭報酬債権および上記(2)④の金銭（納税目的金銭）の総額は、1事業年度当たり、58,000株に交付時株価を乗じた金額を上限といたします。また、当社が対象取締役に本制度1に基づき割り当てる当社株式の総数は、1事業年度当たり29,000株を上限といたします（1事業年度分として、2019年12月31日現在の発行済株式総数45,100,000株の約0.06%に相当します。）。

なお、上記①の計算式に基づき算定される数の当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

その他、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約等、当社取締役会が定める組織再編等（以下、「重要組織再編等」といいます。）に関する事項が当社株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該重要組織再編等の効力発生日が本制度1に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当該重要組織再編等の効力発生日において、対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した金銭を支給いたします。

また、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて本制度1に基づき割り当てる株式の総数の調整を必要とする場合には、当該分割または併合の比率等に応じて、上記金銭の額の計算の基礎となる当社株式の数および対象取締役に割り当てる当社株式の総数を調整するものといたします。

#### (4) 対象取締役に対する当社株式の交付要件

本制度1において、業績評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各対象取締役に対し上記(3)記載の算定方法に従い当社株式の交付および金銭の支給を行います。当社が当社株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社株式を支給する対象となる取締役会および当該株式発行または自己株式の処分に係る募集要項は、業績評価期間経過後の当社取締役会において決定いたします。

- ① 業績評価期間中に対象取締役が継続して当社の取締役として在任したこと（※）
- ② 当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

（※） 対象取締役が業績評価期間中に退任する場合においては、業績評価期間における退任時までの在任期間に応じて取締役会において定める合理的な方法に基づき按分したユニット数に応じた当社株式および金銭を交付、支給いたします。また、業績評価期間中に新たに就任した取締役についても、在任期間に応じて按分したユニット数に応じた当社株式および金銭を交付、支給いたします。

## 5. 譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度2」といいます。）の詳細

### (1) 本制度2の概要

本制度2は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当てを受ける制度であります。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。また、本制度2による当社株式の発行または処分にあたりましては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

### (2) 譲渡制限付株式の総数

本制度2に基づき当社が1事業年度に支給する金銭報酬債権の総額は年額1億5,000万円以内とし、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該事業年度において当社より割当てを受ける当社株式の数は58,000株を上限といたします（1事業年度分として、2019年12月31日現在の発行済株式総数45,100,000株の約0.13%に相当します）。ただし、当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。また、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができます。

### (3) 本割当契約の概要

本割当契約の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年から30年までの間で当社取締役会が予め定める譲渡制限期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）の間は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。



② 退任時または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位で当社取締役会が予め定める地位（以下、「本地位」といいます。）のいずれをも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡等当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して本地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡等、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に本地位のいずれをも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、重要組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該重要組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該重要組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

その他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、「業績連動型株式報酬制度」および「譲渡制限付株式報酬制度」を導入する予定であります。

## (第4号議案 参考情報)

取締役に対する報酬制度改定の背景ならびに当面の2事業年度(2020年12月31日に終了する事業年度から2021年12月31日に終了する事業年度)における当社の取締役に対する報酬の方針

当社は、2018年12月に当社取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会を設置し、今後の経営環境の見通しや我が国におけるコーポレートガバナンスに関する考え方を勘案し、当社のあるべき報酬制度の検討について審議を重ねてまいりました。これらの審議を経て、今般、当社の当面の取締役の報酬方針を以下のとおり定め、これに従い取締役の報酬制度を改定することといたしました。なお、第4号議案の本定時株主総会への上程については、指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえて、当社取締役会の決議により決定しております。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、第91期にかかる報酬等から改定後の報酬制度が適用される予定であります。

### 報酬の基本原則

当社の取締役の報酬は、以下の基本的な考え方にに基づき決定いたします。

#### ● 当社の持続的価値創造を支えることを目的とする

- ・ 持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機付けることのできる報酬構成・報酬水準とする
- ・ 財務業績による定量的な評価と中長期戦略を踏まえた課題に対する取組みの評価を年次賞与に公正・公平に反映することで、毎事業年度の結果責任を明確化する
- ・ 中長期的会社業績と連動する長期インセンティブを継続的に付与することにより、持続的な企業価値創造を図る
- ・ 在任中の長期的な株式保有を促進し、株主との利害共有を図る

#### ● 報酬の決定における客観性と透明性を確保する

- ・ 報酬の決定方針および個人別の支給額については、社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会で審議して決定する
- ・ 外部の報酬アドバイザーを起用のうえ、足元の世論および外部の客観的なデータに基づく同規模企業群との比較等の検証も踏まえ、当社の事業特性等を考慮した適切な報酬水準を設定する
- ・ 株主をはじめとしたステークホルダーが報酬と企業価値の関係をモニタリングするために必要な情報を積極的に開示する

## 報酬体系

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、定額報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」とで構成されており、業績連動報酬は、毎事業年度の全社業績に連動する「年次賞与」、持続的な企業価値創造に連動する「業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）（本制度1）」、ならびに株式の継続保有を通じて株主の皆様と継続的に価値を共有することを目的とした「譲渡制限付株式報酬制度（本制度2）」で構成されることとなります。

各報酬要素の構成割合は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機付けることを目的として、定額報酬としての基本報酬と業績連動報酬との比率が概ね55：45となるよう設定しており、基本報酬：年次賞与（標準額）：業績連動型株式報酬（標準額）：譲渡制限付株式報酬（標準額）＝1（55%）：0.27（15%）：0.18（10%）：0.36（20%）を目安としております。報酬構成および各報酬要素の概要等は以下（図表1および図表2）のとおりであります。

【図表1：報酬構成】



【図表2：各報酬要素の概要】

報酬の種類	目的・概要
基本報酬	役位に応じて設定する固定現金報酬
年次賞与	<p>事業年度ごとの着実な目標達成を評価するための業績連動現金報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営上の重要指標である連結営業利益率、連結売上高の事業年度ごとの各目標達成度等に応じて、標準額の0～200%の範囲内で支給率を決定</li> <li>上記で決定された支給率に対し、指名報酬諮問委員会または取締役社長による裁量評価の結果に応じて、0.95、1.00、1.05のいずれかの係数を乗じる場合がある</li> <li>各事業年度の終了後に一括して支給</li> </ul>



報酬の種類	目的・概要
業績連動型株式報酬制度 (パフォーマンス・シェア・ユニット)	企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるための業績連動型株式報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績評価期間（※）中の業績等の数値目標の達成率に応じて、標準額の0～200%の範囲内で交付する株式数を決定</li> <li>・ 業績評価期間の終了後に一括して株式交付</li> </ul>
譲渡制限付株式報酬制度	長期的な株式保有を促進することで株主との一層の利益共有を図るための株式報酬 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎事業年度において譲渡制限付株式を交付</li> <li>・ 譲渡制限期間の満了、または、任期満了、死亡等、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位で当社取締役会が予め定める地位のいずれからも退任または退職した場合等の条件を満たすことにより、譲渡制限を解除</li> </ul>

（※）業績連動型株式報酬制度について、当初の業績評価期間は、2020年12月31日に終了する事業年度から2021年12月31日に終了する事業年度までの2事業年度とし、当初の業績評価期間においては、中期計画上の戦略指標であるROE等の目標値を使用する予定であります。

なお、業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定額報酬としての基本報酬のみとしており、同規模企業群とのベンチマーク結果を参考に決定しております。また、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、業績連動報酬は支給しておりません。

### 報酬水準

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬水準は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を実現する優秀な人材を健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部の報酬アドバイザーが運営する役員報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソンの「経営者報酬データベース」）等を活用して、当社の事業特性等を考慮した比較対象企業群を選定のうえベンチマークを行い、役位に応じて適切に設定しております。

### 報酬決定プロセス

取締役の報酬等は、決定における客観性と透明性を確保するため、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を踏まえて、当社株主総会で決議された各報酬の総額の範囲内で、当社取締役会の決議により決定いたします。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、保護主義的な経済政策やそれに伴う通商摩擦が顕在化したことにより、一部のアジア地域で弱い動きとなっていましたが、全体として緩やかな回復基調を維持しました。一方、日本経済は、生産に弱さが見られる中においても、高水準な企業業績を背景に雇用・所得環境の改善が続くとともに、個人消費や企業の設備投資が底堅く推移し、総じて緩やかな景気回復基調を維持しました。

当社グループ製品の主な需要先であります半導体やディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場におきましては、データサーバーやスマートフォン等の需要鈍化による影響を受けたため前年を下回りました。

このような情勢下において当社グループは、新たな経営体制の下、2019年度を初年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2021」に掲げた全社目標「TOKグループがやるべきニッチな市場を開拓する」を達成すべく、全社戦略である「顧客の声を的確に捉え、迅速に応え、顧客とのパイプを、より太く、より強いものとする」、「マーケティングを強化し、顧客の価値創造プロセスへの理解を深め、新たな価値創造に結び付ける」、「自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材を強化する」、「tok経営基盤を強化する」の遂行に総力をあげて取り組んでまいりました。

まず、当連結会計年度においては、米国企業や国内外の大学、国立研究機関等との協業による新製品の開発に努めるとともに、量産が開始された最先端半導体製造プロセスに使用されるEUV（極端紫外線）用フォトリソトや高機能な洗浄液の生産設備の増強投資を海外拠点で実施するなど、顧客の声を的確・迅速に応えるための取組みを推進してまいりました。また、新規事業分野においては、高耐熱性、高薬品耐性等を有する機能性フィルムの販売に努め、着実に成果を上げてまいりました。さらに、新たな価値の創出を目的として、主力開発拠点である相模事業所内に新研究開発棟および関連施設を建設し、運用を開始いたしました。

加えて、今後の当社グループを支える人材基盤を強化するための人事制度改革に取り組むとともに、従業員向けの研修を拡充するなど人材の活性化につながる施策を実施してまいりました。また、韓国向け輸出管理の厳格化にも対処したほか、経営の客観性・透明性を図るために、指名報酬諮問委員会の活動を推進することにより、コーポレートガバナンスの充実を図ったことに加え、子会社の吸収合併による業務の効率化を進めるなど、経営基盤の強化に努めてまいりました。

このような諸施策を講じてまいりましたが、半導体市場が前年を下回ったため、当連結会計年度の当社グループの売上高は、1,028億20百万円（前年度比2.3%減）となりました。利益面におきましては、売上減少に加え、最先端半導体製造プロセスに使用される製品の量産準備に伴う人員増加等による経費増加の影響を受けましたため、営業利益は95億46百万円（同9.1%減）、経常利益は97億7百万円（同9.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の増加と非支配株主に帰属する当期純利益の増加の影響等もありましたため、54億10百万円（同21.3%減）となりました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

#### 【材料事業】

当事業の内部取引を除いた売上高は、989億86百万円（前年度比3.5%減）となりました。これはエレクトロニクス機能材料部門の売上において、前年同水準を維持することができましたものの、高純度化学薬品部門の売上が、前年を下回ったことが主な要因であります。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
材料事業 売上高	102,621百万円	98,986百万円	3,635百万円減	3.5%減

部門別の概況は、次のとおりであります。

#### 〔エレクトロニクス機能材料部門〕

当部門の売上高は、前年度を下回る582億49百万円（同0.9%減）となりました。これはディスプレイ用フォトレジストにおいて、中小型液晶パネルの需要が落ち込んだことによる影響を受け、売上が減少したことが主な要因であります。

一方、EUV（極端紫外線）用フォトレジストの売上は好調に推移したほか、これまでの拡販努力が奏功し、エキシマレーザー用フォトレジストの売上を伸ばすことができたため、半導体用フォトレジストの売上は前年度を上回ることができました。加えて、高密度実装材料においては、顧客ニーズを的確に捉えた研究開発・営業活動が実を結び、MEMS（微小電気機械システム）用フォトレジストの販売が増加したことから、売上を伸ばすことができました。

#### 〔高純度化学薬品部門〕

当部門の売上高は、前年度を下回る406億74百万円（同7.0%減）となりました。これは台湾向けの最先端半導体製造プロセスに使用される半導体用フォトレジスト付属薬品の販売が減少したことが主な要因であります。

加えて、ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品においても、ディスプレイ市場の縮小から販売が低迷し、売上が減少しました。

## 【装置事業】

[プロセス機器部門]

当部門の内部取引を除いた売上高は、前年度を上回る38億33百万円（前年度比44.4%増）となりました。これは高機能、高性能な半導体を実現するシリコン貫通電極形成プロセス等に使用されるウエハハンドリングシステム「ゼロニュートン®」等の出荷済み装置の検収が好調に推移したためであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
装置事業 売上高	2,655百万円	3,833百万円	1,178百万円増	44.4%増

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は141億83百万円であり、事業別の設備投資につきましては、次のとおりであります。

### ① 材料事業

当社相模事業所における新研究開発棟および関連施設、TOK尖端材料株式会社（韓国）におけるフォトレジスト製造設備増強等の投資を中心に、140億68百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末現在継続中の主要な設備投資は、TOK尖端材料株式会社におけるフォトレジスト製造設備等であります。

### ② 装置事業

当社湘南事業所における最先端製品用の研究開発投資を中心に、57百万円の設備投資を実施いたしました。

### ③ 全社（共通）

情報システム関連機器等を中心に、57百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

#### (4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2019年4月1日を効力発生日として、完全子会社であるティーオーケーテクノサービス株式会社の吸収合併を行い、同社が営んでおりました事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、「TOKグループがやるべきニッチな市場を開拓する」を全社目標に掲げた「tok中期計画2021」を推進しております。

本中期計画の全社戦略の概要は、次のとおりであります。

##### ① 顧客の声を的確に捉え、迅速に応え、顧客とのパイプを、より太く、より強いものとする

販売・生産・研究開発の各機能が三位一体の密接な連携を発揮することで、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術および高純度化技術を最大限に活用し、顧客満足に徹した研究開発を迅速かつ着実に実行してまいります。また、国内・海外拠点をより効果的に活用することで、顧客の要望に沿った製品の品質化やサポート体制をグローバルベースで拡充し、顧客との信頼関係をより強固なものとしてまいります。

##### ② マーケティングを強化し、顧客の価値創造プロセスへの理解を深め、新たな価値創造に結び付ける

徹底的なマーケティングにより、顧客の新たな価値創造につながるソリューションを見極め、集中的に経営資源を投入し、顧客に感動していただける高付加価値製品の積極的な開発に取り組んでまいります。これにより、当社グループのブランド力の向上と製品シェアの拡大を目指してまいります。

##### ③ 自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材を強化する

多様な人材の採用を進めるとともに、人事制度改革や研修体制の拡充等の積極的な施策を通じて、様々な顧客とのビジネスの可能性を追求し、成功するまで挑戦を続ける人材を強化してまいります。これにより、当社グループの組織力向上を目指してまいります。

#### ④ tok経営基盤を強化する

当社グループ全体を統括する管理体制を確立し、グローバルビジネスにおけるグループマネジメントのさらなる高度化を図るなど、コーポレートガバナンスの充実と強化に取り組んでまいります。同時に、経営資源のより有効な活用を目的としたバランスシートマネジメントの推進にも注力し、社会的価値向上と企業価値向上の両立を目指してまいります。

当社グループは、「自由闊達」、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」という創業以来の経営理念の下、経営ビジョンである「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す」の実現に向け取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化、内部統制の充実等、コーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、全てのステークホルダーに配慮したCSR（企業の社会的責任）の一層の推進を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 87 期 自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日	第 88 期 自 2017年 4月 1日 至 2017年12月31日	第 89 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第 90 期 (当連結会計年度) 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
売 上 高 (百万円)	88,764	92,411	105,277	102,820
営 業 利 益 (百万円)	9,954	9,194	10,505	9,546
経 常 利 益 (百万円)	9,867	9,720	10,734	9,707
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,343	6,007	6,875	5,410
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	146円18銭	138円31銭	164円92銭	130円02銭
純 資 産 (百万円)	152,931	153,517	150,857	151,733
総 資 産 (百万円)	174,492	178,681	182,957	186,486

(注) 1. 第88期につきましては、決算期変更により当社および3月決算であった子会社は、2017年4月1日から2017年12月31日までの9カ月間を連結対象期間としております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。



## (7) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年12月31日現在)

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	2,000万米ドル	100%	フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売
台湾東應化股份有限公司	7,050万台湾ドル	70%	フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売
長春應化(常熟)有限公司	6,041万中国元	51%	フォトレジスト付属薬品の製造および販売
TOK先端材料株式会社	900億韓国ウォン	90%	フォトレジストの開発、製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の販売

## (8) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループが製造および販売する主要製品は、次のとおりであります。

## ① 材料事業

部門	主要製品	主な用途
エレクトロニクス機能材料	フォトレジスト 被膜形成用塗布液	半導体・ディスプレイ・電子部品製造用
高純度化学薬品	フォトレジスト付属薬品 無機化学薬品 有機化学薬品	半導体・ディスプレイ・電子部品・化粧品用 および化学薬品

## ② 装置事業

部門	主要製品	主な用途
プロセス機器	貼付・分離装置 塗布・分離用材料 液自動現像供給装置	半導体・ディスプレイ製造用

(9) 主要な営業所および工場 (2019年12月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 川 崎 市	熊 谷 工 場	埼 玉 県 熊 谷 市
相 模 事 業 所	神 奈 川 県 高 座 郡	御 殿 場 工 場	静 岡 県 御 殿 場 市
湘 南 事 業 所	神 奈 川 県 高 座 郡	阿 蘇 工 場	熊 本 県 阿 蘇 市
郡 山 工 場	福 島 県 郡 山 市	流 通 セ ン タ ー	神 奈 川 県 海 老 名 市
宇 都 宮 工 場	栃 木 県 宇 都 宮 市		

② 子会社

(イ) 国 内

名 称	所 在 地
熊 谷 応 化 株 式 会 社	埼 玉 県 熊 谷 市
ティ ー オ ー ケ ー エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	神 奈 川 県 川 崎 市
オ ー カ サ ー ビ ス 株 式 会 社	神 奈 川 県 川 崎 市

(注) ティーオーケーテクノサービス株式会社は、2019年4月1日付で当社との吸収合併により消滅しております。

(ロ) 海 外

名 称	所 在 地
T O K Y O O H K A K O G Y O A M E R I C A , I N C .	米 国
台 湾 東 應 化 股 份 有 限 公 司	台 湾
長 春 應 化 ( 常 熟 ) 有 限 公 司	中 国
T o k y o O h k a K o g y o E u r o p e B . V .	オ ラ ン ダ
T O K 尖 端 材 料 株 式 会 社	韓 国



## (10) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

## ① 当社グループの使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
材 料 事 業	1,502 名	51名増
装 置 事 業	91	1名増
全社 (共通)	133	1名増
合 計	1,726	53名増

(注) 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (11名) および嘱託者 (77名) を含めておりません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,231 名	32名増	43.3 歳	20.3 年

(注) 使用人数には、当社から当社外への出向者 (97名) および嘱託者 (77名) を含めず、当社外から当社への出向者 (4名) を含めております。

## (11) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,872 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,200
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,200

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 197,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 45,100,000株 (自己株式3,407,737株を含む)  
 (3) 株主数 5,500名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	3,333 千株	8.00 %
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	2,680	6.43
明治安田生命保険相互会社	1,826	4.38
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	1,469	3.52
株式会社三菱UFJ銀行	1,207	2.90
日立化成株式会社	1,069	2.57
株式会社横浜銀行	1,026	2.46
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.36
三菱UFJ信託銀行株式会社	953	2.29
三菱UFJキャピタル株式会社	860	2.06

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,407千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数(41,692,263株)を基準に算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「信託型従業員持株プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、5年間にわたり、「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

本プランにより従持信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得および売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類および計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式の数には含めておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

保有者	名称 (発行年月日)	保有者数	保有数	目的となる株式の種類および数	1株当たりの行使価額	権利行使期間
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権 (2014年8月5日)	5名	138個	当社普通株式 13,800株	1円	2014年8月6日から 2044年8月5日まで
	第3回新株予約権 (2015年8月4日)	6	104	当社普通株式 10,400株	1	2015年8月5日から 2045年8月4日まで
	第4回新株予約権 (2016年8月4日)	6	167	当社普通株式 16,700株	1	2016年8月5日から 2046年8月4日まで
	第5回新株予約権 (2017年8月4日)	6	89	当社普通株式 8,900株	1	2017年8月5日から 2047年8月4日まで
	第6回新株予約権 (2018年5月16日)	6	118	当社普通株式 11,800株	1	2018年5月17日から 2048年5月16日まで
	第7回新株予約権 (2019年5月16日)	6	202	当社普通株式 20,200株	1	2019年5月17日から 2049年5月16日まで
監査役	第2回新株予約権 (2014年8月5日)	1	16	当社普通株式 1,600株	1	2014年8月6日から 2044年8月5日まで
	第3回新株予約権 (2015年8月4日)	1	11	当社普通株式 1,100株	1	2015年8月5日から 2045年8月4日まで

- (注) 1. 取締役保有分には、執行役員分として交付した新株予約権を含めております。  
2. 監査役保有分は、監査役就任前に執行役員分として交付した新株予約権であります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

交付対象者	名称 (発行年月日)	交付者数	交付数	目的となる株式の種類および数	1株当たりの行使価額	権利行使期間
当社 執行役員	第7回新株予約権 (2019年5月16日)	7名	126個	当社普通株式 12,600株	1円	2019年5月17日から 2049年5月16日まで

- (注) 上記は、当社の取締役を兼務していない執行役員に交付した新株予約権であります。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 取締役	阿久津 郁 夫		
代表取締役社長 取締役	種 市 順 昭	執行役員社長	
取 締 役	佐 藤 晴 俊	専務執行役員 開発本部長	
取 締 役	水 木 國 雄	常務執行役員 総務本部長	オーカサービス株式会社 代表取締役取締役社長
取 締 役	徳 竹 信 生	執行役員 材料事業本部長	TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事
取 締 役	山 田 敬 一	執行役員 営業本部長	Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V. 取締役
取 締 役	栗 本 弘 嗣		
取 締 役	関 口 典 子		関口典子公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 ちふれホールディングス株式会社 執行役員
常 勤 監 査 役	藤 下 一		
監 査 役	深 田 一 政		
監 査 役	高 橋 浩 一 郎		株式会社明治安田総合研究所 監査役
監 査 役	竹 内 伸 行		三菱UFJ不動産販売株式会社 顧問 丸全昭和運輸株式会社 監査役 (社外監査役)

## (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- (1) 2019年3月28日開催の第89回定時株主総会において、竹内伸行氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 2019年3月28日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、監査役斎藤広志氏は、任期満了により退任いたしました。
- (3) 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

氏名	変更前	変更後	変更年月日
阿久津 郁 夫	代表取締役社長 (執行役員社長)	代表取締役社長 ( )	2019年1月1日
種 市 順 昭	取締役 (執行役員室長)	代表取締役社長 (執行役員社長)	2019年1月1日
関 口 典 子	取締 役 ( )	取締 役 (ちふれホールディングス株式会社) (株 式 会 社 役 員)	2019年1月1日
佐 藤 晴 俊	取締 役 (常務執行役員) (開発発本部長)	取締 役 (専務執行役員) (開発発本部長)	2019年3月28日
関 口 典 子	取締 役 (独立行政法人) (国際協力監視委員)	取締 役 ( )	2019年3月30日
竹 内 伸 行	監 査 役 (三菱UFJ不動産) (三 販 売 株 式 会 社) (代 表 取 締 役 社 長)	監 査 役 (三菱UFJ不動産) (三 販 売 株 式 会 社) (代 表 取 締 役 会 社 長)	2019年4月2日
竹 内 伸 行	監 査 役 (三菱UFJ不動産) (三 販 売 株 式 会 社) (代 表 取 締 役 会 社 長)	監 査 役 (三菱UFJ不動産) (三 販 売 株 式 会 社) (顧 問)	2019年6月27日

2. 取締役栗本弘嗣および取締役関口典子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 関口公認会計士事務所は、2019年10月15日付で関口典子公認会計士事務所に変更しております。
6. 株式会社明治安田生活福祉研究所は、2019年4月1日付で株式会社明治安田総合研究所に変更しております。

(ご参考)

当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

専務執行役員	(経理財務本部長)	柴 村 洋 一
専務執行役員	(経営企画本部長)	萩 原 嘉 男
常務執行役員	(台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理)	入 野 浩 一
執行役員	(TOK尖端材料株式会社 代表理事社長)	張 俊
執行役員	(開発本部副本部長)	佐 藤 和 史
執行役員	(材料事業本部副本部長)	村 上 裕 一
執行役員	(新事業開発本部長)	土 井 宏 介
執行役員	(プロセス機器事業本部長)	本 川 司
執行役員	(営業本部副本部長)	渡 邊 直 樹

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8 名	270 百万円
監 査 役	5	50
合 計	13	321

- (注) 1. 取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬等を含めておりません。
2. 取締役の支給額には、取締役8名(うち、社外取締役2名)に対する当事業年度の役員賞与引当金繰入額23百万円を含めております。
3. 取締役の支給額には、社外取締役を除く取締役6名に対するストックオプション報酬として割り当てた新株予約権の当事業年度の費用計上額30百万円を含めております。
4. 上記の支給額のうち、社外取締役2名および社外監査役4名の報酬等の総額は48百万円であります。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	関口典子	関口典子公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 ちふれホールディングス株式会社 執行役員	特別の関係はありません。
監査役	高橋浩一郎	株式会社明治安田総合研究所 監査役	特別の関係はありません。
監査役	竹内伸行	三菱UFJ不動産販売株式会社 顧問 丸全昭和運輸株式会社 監査役(社外監査役)	特別の関係はありません。

## ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	栗本弘嗣	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率100%)に出席し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
取締役	関口典子	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率100%)に出席し、主に公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験をもち、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
監査役	深田一政	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監査役	高橋浩一郎	当事業年度開催の取締役会14回の全て(出席率100%)に、また、監査役会14回の全て(出席率100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監査役	竹内伸行	2019年3月28日就任以降開催の取締役会11回の全て(出席率100%)に、また、監査役会11回の全て(出席率100%)にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもち、適宜意見の表明および質問を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54 百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査の適正性および職務執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

#### 【取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 当社グループは、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守するグループ全体のコンプライアンス体制を構築するため、各社で「コンプライアンス行動基準」を制定し、全ての役職員に周知・徹底する。
- ② 当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体の法令・行動基準違反等への対応を図る。
- ③ 当社のコンプライアンス委員会において定期的に子会社におけるコンプライアンス上の問題を確認し、報告を受ける体制を構築する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、当社から子会社に対し指導・教育を行う。
- ④ 当社グループは、法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、役職員等が通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ⑤ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。
- ⑥ 当社グループにおける「EHS（環境・労働安全衛生）管理方針」を定め、環境保全・安全衛生に配慮した事業活動を推進する。
- ⑦ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。
- ⑧ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。
- ⑨ 当社の監査部は子会社からの報告を基に、グループにおける内部統制評価を行い、その結果を当社役員に対して報告する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、子会社に対して内部統制に関する助言・指導を行う。

**【当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】**

- ① 取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役はこれらの情報に係る文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）を常時閲覧できるものとする。
- ③ 総務本部長を委員長とする情報管理委員会を設置し、当社グループにおける有用な情報資産の保護および管理を行い、かつ適切な情報資産の共有を図る。

**【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】**

- ① 当社の取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業継続計画の策定を行い、全役員へ周知・徹底するとともに、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。また、海外子会社に対しては、現地特有のリスクに配慮しつつ、指導を行う。
- ② 当社が保有する金融資産の保全および効率的な運営を行い、財務リスクから当社の資産・負債と利益の効率的かつ機動的な保全を図るとともに、子会社に対し、内在する財務リスクの軽減策等の指導を行う。

**【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】**

- ① 当社グループの中期計画を策定し、グループ全体の重点経営目標および予算等を事業年度毎に定めるとともに、定期的にグループの経営方針等を共有する体制を構築する。
- ② 当社の経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ③ 当社の取締役会における意思決定の効率的な執行を担保するため、「取締役会規程」等に基づき、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努める。
- ④ 当社の取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。
- ⑤ グループにおける権限および意思決定プロセスを定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ⑥ 当社に子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。

**【当社グループにおける業務の適正を確保するための体制】**

当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関しては、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社役員への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社における経営判断上重要な一定の事項については、当社の指導・承認を得ることとする。また、必要に応じて子会社管理の担当部署が報告内容等を確認する。

**【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】**

監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人を適切に配置する。

**【監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】**

監査役を補助すべき使用人は、必要な調査権限・情報収集権限を与えられる。また、当該使用人の人事異動および考課について、事前に監査役会の同意を得るとともに、当該使用人が監査役の指揮命令に従う体制を構築する。

**【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】**

- ① 監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、グループの役職員は次の事項を監査役に報告または提供する。
  - (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるときは、当該事項
  - (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したときは、当該行為の内容等
  - (ハ) 重要な意思決定に係る文書等
  - (ニ) 監査部が実施した内部監査の結果
- ② 当社グループは、内部通報の状況を定期的に当社の監査役に報告するとともに、報告者が報告したことを理由に不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

**【監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項】**

監査役の職務の執行について生ずる費用等を円滑に支弁するため、各事業年度において予算を確保する。また、有事・緊急時など監査役が必要とする場合には、予算外の監査費用の前払・償還に応じる。

**【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】**

- ① 代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### 【コンプライアンス体制】

- ① 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② コンプライアンスに関する当社取締役社長のメッセージを当社グループ内に周知するとともに、国内拠点および海外子会社においてコンプライアンス教育を実施するなど、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図りました。
- ③ 当社グループにおける「EHS管理方針」および「EHS管理規程」を改正し、レスポンシブル・ケアの取組みや環境・労働安全衛生にかかる役割・責任の明確化を図りました。

### 【情報の保存および管理体制】

- ① 「情報管理規程」に基づき、情報管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② 「文書整理保存規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を種類毎に保存期間を定め、適切に保存・管理しております。
- ③ 当社グループにおける有用な情報資産の保護、管理等のための社内教育に加えて、役職員向けに標的型攻撃メールへの耐性訓練を実施するなど、強固な情報管理体制の維持に努めました。

### 【リスクマネジメント体制】

- ① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。また、台風被害状況への対応等について取締役会に報告いたしました。
- ② 事業継続計画および国内・海外の初期行動基準の定期見直しを実施いたしました。
- ③ 「財務リスク管理規程」に基づき、取締役会において当社グループ内での財務リスク状況の報告を行うとともに、年次の対応方針を付議し、決定いたしました。

### 【効率的な職務執行体制】

- ① 「tok中期計画2021」を策定し、その目標の達成に向けて、進捗管理を定期的に行い、取締役会に報告いたしました。
- ② 取締役会（当事業年度中に計15回（書面決議1回を含む）、執行役員会（当事業年度中に計12回）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行いました。
- ③ より一層効率的な意思決定を行うことができるようにするため、当社の「取締役会規程」をはじめとする権限規程を改正いたしました。
- ④ 当社グループ内でのグループ共通の課題に対する審議や情報共有を目的に、各種会議を定期的に行い、連携を図っております。

### 【業務執行の報告およびその他のグループ内部統制体制】

- ① 「子会社管理規程」に基づき、子会社から月次業務報告書の提出を受けております。加えて、海外子会社から当社取締役会等において年次報告を受けております。
- ② 当社と子会社との一体性を確保し、当社グループの企業価値向上とリスクの低減を図ることを目的とした「TOKグループGMS（グループマネジメントシステム）規程」に基づき、GMS委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ③ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、内部統制評価を年1回実施し、内部統制委員会に報告するとともに、その概要を取締役に報告いたしました。

### 【監査役関連体制】

- ① 監査役は、取締役会をはじめ、執行役員会その他重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の閲覧および当社グループの国内外拠点における往査を通じて、取締役の職務執行に対する監査を行っております。
- ② 監査役は、代表取締役に対して定期的なヒアリングを行うほか、監査部および会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うなど、連携して監査の実効性と効率性を高めております。
- ③ 監査役は、社外取締役との定期的な会合を開催することとし、社外取締役との情報・意見の交換に努めております。
- ④ 監査役の職務を補助すべき兼任の使用人を1名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制を確保しております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行いまは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行いまは行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

#### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

##### (イ) 経営理念と企業価値の源泉

当社は、1940年の創業以来、「自由闊達」、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。



#### (ロ) 「tok中期計画2021」における企業価値向上の取組み

「tok中期計画2021」では、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す」という経営ビジョンの下、「顧客の声を的確に捉え、迅速に応え、顧客とのパイプを、より太く、より強いものとする」、「マーケティングを強化し、顧客の価値創造プロセスへの理解を深め、新たな価値創造に結び付ける」、「自ら調べ、自ら判断し、自ら行動できる人材を強化する」および「tok経営基盤を強化する」を全社戦略に掲げ、新たな成長戦略の下、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

#### (ハ) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上ひいては株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株価連動報酬であるストックオプションで構成しております（社外取締役には役割に鑑みストックオプションを付与しないこととしております。）。さらに、取締役等の指名・解任・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、委員の半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会を設置しております。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

#### (ニ) 株主還元の見え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、安定的かつ継続的な利益還元を実施するため、DOE（連結純資産配当率）3.5%を目処とした配当を行うとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行いまは行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合（ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合を除く。）には株主意思確認手続を経るなど、取締役会の恣意的な判断を排除するための仕組みを設けております。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、2018年3月29日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第88回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

加えて、大規模買付者により買収防衛策に規定する手続きが遵守されているにもかかわらず、特別委員会が、当社株式等の大規模な買付行為が買収防衛策に定める所定の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施し、買収防衛策に定める対抗措置の発動または不発動について、

株主の皆様のご意思を直接確認したうえで、かかる株主意思確認手続の結果に従って、対抗措置の発動または不発動の決議を行うこととしております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様のご意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考）

買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tok.co.jp/content/download/4193/59903/file/180223.pdf>) をご覧ください。

~~~~~  
（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目          | 金 額     |         | 科 目            | 金 額 |         |
|--------------|---------|---------|----------------|-----|---------|
| (資産の部)       |         |         | (負債の部)         |     |         |
| I 流動資産       |         |         | I 流動負債         |     |         |
| 1 現金及び預金     |         | 46,405  | 1 支払手形及び買掛金    |     | 10,345  |
| 2 受取手形及び売掛金  |         | 23,887  | 2 未払金          |     | 4,165   |
| 3 有価証券       |         | 2,999   | 3 未払法人税等       |     | 700     |
| 4 商品及び製品     |         | 7,022   | 4 前受金          |     | 50      |
| 5 仕掛品        |         | 4,312   | 5 賞与引当金        |     | 1,827   |
| 6 原材料及び貯蔵品   |         | 6,105   | 6 役員賞与引当金      |     | 23      |
| 7 その他        |         | 2,645   | 7 製品保証引当金      |     | 18      |
| 貸倒引当金        |         | △95     | 8 その他          |     | 3,184   |
| 流動資産合計       |         | 93,282  | 流動負債合計         |     | 20,316  |
| II 固定資産      |         |         | II 固定負債        |     |         |
| 1 有形固定資産     |         |         | 1 長期借入金        |     | 11,272  |
| (1)建物及び構築物   | 69,871  |         | 2 繰延税金負債       |     | 887     |
| 減価償却累計額      | △42,269 | 27,602  | 3 退職給付に係る負債    |     | 436     |
| (2)機械装置及び運搬具 | 45,601  |         | 4 資産除去債務       |     | 81      |
| 減価償却累計額      | △37,658 | 7,943   | 5 その他          |     | 1,759   |
| (3)工具、器具及び備品 | 21,271  |         | 固定負債合計         |     | 14,437  |
| 減価償却累計額      | △17,706 | 3,564   | 負債合計           |     | 34,753  |
| (4)使用権資産     | 514     |         | (純資産の部)        |     |         |
| 減価償却累計額      | △67     | 447     | I 株主資本         |     |         |
| (5)土地        |         | 8,880   | 1 資本金          |     | 14,640  |
| (6)建設仮勘定     |         | 6,618   | 2 資本剰余金        |     | 15,207  |
| 有形固定資産合計     |         | 55,057  | 3 利益剰余金        |     | 120,908 |
| 2 無形固定資産     |         | 661     | 4 自己株式         |     | △14,969 |
| 3 投資その他の資産   |         |         | 株主資本合計         |     | 135,787 |
| (1)投資有価証券    |         | 14,822  | II その他の包括利益累計額 |     |         |
| (2)出資金       |         | 100     | 1 その他有価証券評価差額金 |     | 5,695   |
| (3)長期貸付金     |         | 10      | 2 為替換算調整勘定     |     | 2,866   |
| (4)退職給付に係る資産 |         | 3,204   | 3 退職給付に係る調整累計額 |     | 145     |
| (5)繰延税金資産    |         | 395     | その他の包括利益累計額合計  |     | 8,707   |
| (6)長期預金      |         | 18,000  | III 新株予約権      |     | 379     |
| (7)その他       |         | 965     | IV 非支配株主持分     |     | 6,858   |
| 貸倒引当金        |         | △13     | 純資産合計          |     | 151,733 |
| 投資その他の資産合計   |         | 37,485  | 負債純資産合計        |     | 186,486 |
| 固定資産合計       |         | 93,204  |                |     |         |
| 資産合計         |         | 186,486 |                |     |         |

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| I 売上高           |       | 102,820 |
| II 売上原価         |       | 69,604  |
| 売上総利益           |       | 33,215  |
| III 販売費及び一般管理費  |       | 23,669  |
| 営業利益            |       | 9,546   |
| IV 営業外収益        |       |         |
| 1 受取利息          | 101   |         |
| 2 受取配当金         | 345   |         |
| 3 デリバティブ評価益     | 95    |         |
| 4 その他の他         | 322   | 864     |
| V 営業外費用         |       |         |
| 1 支払利息          | 62    |         |
| 2 為替差損          | 410   |         |
| 3 租税公課          | 169   |         |
| 4 その他の他         | 61    | 703     |
| 経常利益            |       | 9,707   |
| VI 特別利益         |       |         |
| 1 固定資産売却益       | 119   |         |
| 2 その他の他         | 6     | 126     |
| VII 特別損失        |       |         |
| 1 減損損失          | 477   |         |
| 2 固定資産除却損       | 127   |         |
| 3 出資金評価損        | 540   |         |
| 4 その他の他         | 30    | 1,176   |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 8,657   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,972 |         |
| 法人税等調整額         | 49    | 2,021   |
| 当期純利益           |       | 6,635   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 1,225   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 5,410   |



# 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位 百万円)

|                               | 株 主 資 本 |        |         |         |         |
|-------------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                               | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |
| 2019年1月1日期首残高                 | 14,640  | 15,207 | 120,885 | △13,816 | 136,917 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |         |        | △332    |         | △332    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 14,640  | 15,207 | 120,552 | △13,816 | 136,584 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |        |         |         |         |
| 剰余金の配当                        |         |        | △5,001  |         | △5,001  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |         |        | 5,410   |         | 5,410   |
| 自己株式の取得                       |         |        |         | △1,371  | △1,371  |
| 自己株式の処分                       |         |        | △53     | 218     | 165     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |        | 0       |         | 0       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -      | 355     | △1,153  | △797    |
| 2019年12月31日期末残高               | 14,640  | 15,207 | 120,908 | △14,969 | 135,787 |

|                               | その他の包括利益累計額                  |                    |                               |                                | 新 株<br>予 約 権 | 非支配株<br>主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------|---------------|--------------|
|                               | その 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | その 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |              |               |              |
| 2019年1月1日期首残高                 | 4,315                        | 3,137              | △239                          | 7,213                          | 310          | 6,416         | 150,857      |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                              |                    |                               |                                |              |               | △332         |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 4,315                        | 3,137              | △239                          | 7,213                          | 310          | 6,416         | 150,525      |
| 連結会計年度中の変動額                   |                              |                    |                               |                                |              |               |              |
| 剰余金の配当                        |                              |                    |                               |                                |              |               | △5,001       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |                              |                    |                               |                                |              |               | 5,410        |
| 自己株式の取得                       |                              |                    |                               |                                |              |               | △1,371       |
| 自己株式の処分                       |                              |                    |                               |                                | △12          |               | 153          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 1,380                        | △271               | 385                           | 1,494                          | 81           | 441           | 2,018        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 1,380                        | △271               | 385                           | 1,494                          | 68           | 441           | 1,208        |
| 2019年12月31日期末残高               | 5,695                        | 2,866              | 145                           | 8,707                          | 379          | 6,858         | 151,733      |



## 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位 百万円)

| 科目               | 金額      | 科目             | 金額      |
|------------------|---------|----------------|---------|
| (資産の部)           |         | (負債の部)         |         |
| I 流動資産           |         | I 流動負債         |         |
| 1 現金及び預り金        | 26,625  | 1 電子記録債権       | 663     |
| 2 受取手形           | 1,561   | 2 買掛金          | 5,406   |
| 3 売掛金            | 19,914  | 3 未払金          | 2,156   |
| 4 有価証券           | 2,999   | 4 未払費用         | 1,425   |
| 5 商品及び製品         | 3,075   | 5 未払法人税等       | 35      |
| 6 仕掛品            | 2,475   | 6 前受金          | 48      |
| 7 原材料及び貯蔵品       | 4,913   | 7 預り金          | 540     |
| 8 前払費用           | 276     | 8 賞与引当金        | 1,693   |
| 9 その他貸倒引当金       | 6,953   | 9 役員賞与引当金      | 23      |
|                  | △108    | 10 製品保証引当金     | 18      |
| 流動資産合計           | 68,685  | 11 設備関係未払金     | 1,520   |
| II 固定資産          |         | 12 その他流動負債合計   | 289     |
| 1 有形固定資産         |         | II 固定負債        |         |
| (1) 建物           | 16,994  | 1 長期借入金        | 11,272  |
| (2) 構築物          | 1,103   | 2 退職給付引当金      | 364     |
| (3) 機械及び装置       | 4,217   | 3 資産除去債務       | 81      |
| (4) 車両運搬具        | 60      | 4 その他固定負債合計    | 62      |
| (5) 工具、器具及び備品    | 1,924   | 負債合計           | 11,780  |
| (6) 土地           | 6,941   |                | 25,601  |
| (7) 建設仮勘定        | 1,848   | (純資産の部)        |         |
| 有形固定資産合計         | 33,090  | I 株主資本         |         |
| 2 無形固定資産         |         | 1 資本剰余金        | 14,640  |
| (1) ソフトウェア       | 459     | 2 資本剰余金        | 15,207  |
| (2) その他無形固定資産合計  | 119     | (1) 資本準備金      | 15,207  |
| 3 投資その他の資産       | 578     | 資本剰余金合計        | 15,207  |
| (1) 投資有価証券       | 14,815  | 3 利益剰余金        | 1,640   |
| (2) 関係会社株式       | 8,597   | (1) 利益準備金      |         |
| (3) 出資金          | 100     | (2) その他利益剰余金   | 1,640   |
| (4) 関係会社出資金      | 400     | 固定資産圧縮積立金      | 458     |
| (5) 従業員に対する長期貸付金 | 10      | 別途積立金          | 74,253  |
| (6) 関係会社長期貸付金    | 2,963   | 繰越利益剰余金        | 28,189  |
| (7) 破産更生債権等      | 0       | 利益剰余金合計        | 104,541 |
| (8) 長期前払費用       | 473     | 4 自己株式         | △14,969 |
| (9) 前払年金費用       | 3,088   | 株主資本合計         | 119,420 |
| (10) 繰延税金資産      | 63      | II 評価・換算差額等    |         |
| (11) 長期預り金       | 18,000  | 1 その他有価証券評価差額金 | 5,695   |
| (12) その他貸倒引当金    | 238     | 評価・換算差額等合計     | 5,695   |
|                  | △7      | III 新株予約権      | 379     |
| 投資その他の資産合計       | 48,742  | 純資産合計          | 125,495 |
| 固定資産合計           | 82,411  | 負債純資産合計        | 151,097 |
| 資産合計             | 151,097 |                |         |

# 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目            | 金 額   | 額      |
|----------------|-------|--------|
| I 売上高          |       | 63,494 |
| II 売上原価        |       | 39,732 |
| 売上総利益          |       | 23,761 |
| III 販売費及び一般管理費 |       | 20,451 |
| 営業利益           |       | 3,310  |
| IV 営業外収益       |       |        |
| 1 受取利息         | 157   |        |
| 2 受取配当金        | 2,074 |        |
| 3 その他の他        | 250   | 2,482  |
| V 営業外費用        |       |        |
| 1 支払利息         | 48    |        |
| 2 デリバティブ評価損    | 3     |        |
| 3 為替差損         | 260   |        |
| 4 租税公課         | 169   |        |
| 5 その他の他        | 57    | 540    |
| 経常利益           |       | 5,252  |
| VI 特別利益        |       |        |
| 1 固定資産売却益      | 117   |        |
| 2 抱合せ株式消滅差益    | 388   |        |
| 3 その他の他        | 6     | 512    |
| VII 特別損失       |       |        |
| 1 減損損失         | 477   |        |
| 2 固定資産除却損      | 127   |        |
| 3 出資金評価損       | 540   |        |
| 4 その他の他        | 30    | 1,176  |
| 税引前当期純利益       |       | 4,589  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 626   |        |
| 法人税等調整額        | △6    | 619    |
| 当期純利益          |       | 3,969  |

## 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位 百万円)

|                             | 株 主 資 本 |        |         |               |           |             |        |
|-----------------------------|---------|--------|---------|---------------|-----------|-------------|--------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金  |         | 利益剰余金         | 剰余金       |             |        |
|                             |         | 資本準備金  | 資本剰余金合計 |               | その他利益剰余金  |             |        |
|                             |         |        |         | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |        |
| 2019年1月1日期首残高               | 14,640  | 15,207 | 15,207  | 1,640         | 503       | 74,253      | 29,228 |
| 事業年度中の変動額                   |         |        |         |               |           |             |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |         |        |         |               | △45       |             | 45     |
| 剰余金の配当                      |         |        |         |               |           |             | △5,001 |
| 当期純利益                       |         |        |         |               |           |             | 3,969  |
| 自己株式の取得                     |         |        |         |               |           |             |        |
| 自己株式の処分                     |         |        |         |               |           |             | △53    |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |        |         |               |           |             |        |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -      | -       | -             | △45       | -           | △1,039 |
| 2019年12月31日期末残高             | 14,640  | 15,207 | 15,207  | 1,640         | 458       | 74,253      | 28,189 |

|                             | 株 主 資 本              |         |            | 評価・換算差額等                     |                        | 新 予 約 株 権 | 純 資 産 計<br>合 計 |
|-----------------------------|----------------------|---------|------------|------------------------------|------------------------|-----------|----------------|
|                             | 利益剰余金<br>利益剰余金<br>合計 | 自己株式    | 株主資本<br>合計 | その 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |                |
| 2019年1月1日期首残高               | 105,626              | △13,816 | 121,658    | 4,315                        | 4,315                  | 310       | 126,284        |
| 事業年度中の変動額                   |                      |         |            |                              |                        |           |                |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                | -                    |         | -          |                              |                        |           | -              |
| 剰余金の配当                      | △5,001               |         | △5,001     |                              |                        |           | △5,001         |
| 当期純利益                       | 3,969                |         | 3,969      |                              |                        |           | 3,969          |
| 自己株式の取得                     |                      | △1,371  | △1,371     |                              |                        |           | △1,371         |
| 自己株式の処分                     | △53                  | 218     | 165        |                              |                        | △12       | 153            |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |                      |         |            | 1,380                        | 1,380                  | 81        | 1,461          |
| 事業年度中の変動額合計                 | △1,085               | △1,153  | △2,238     | 1,380                        | 1,380                  | 68        | △788           |
| 2019年12月31日期末残高             | 104,541              | △14,969 | 119,420    | 5,695                        | 5,695                  | 379       | 125,495        |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

東京応化工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 海 林 雅 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

東京応化工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 海 林 雅 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

東京応化工業株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 下 一 ㊟

監 査 役 深 田 一 政 ㊟

監 査 役 高 橋 浩 一 郎 ㊟

監 査 役 竹 内 伸 行 ㊟

(注) 監査役深田一政、監査役高橋浩一郎および監査役竹内伸行の各氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 rows.

## 株主総会会場ご案内図

- 会場** 川崎市中原区中丸子150番地  
当社本社 5階第一会議室  
電話 (044)435-3000(代表)
- 下車駅** JR横須賀線・湘南新宿ライン・相鉄JR直通線  
武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約5分  
JR南武線  
武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分  
東急東横線・目黒線  
武蔵小杉駅〈南口1〉徒歩約8分、〈中央口2〉徒歩約12分
- ※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅中央口2経由のルートは歩道が広いので、歩きやすくなっております。

